施設園芸の生産者の皆様へのお知らせ

やまぐち施設園芸資材高騰対策支援事業

中東情勢の影響により、ナフサ由来のハウス被覆資材の価格高騰・高止まりが継続していることから、施設園芸生産者に対して資材費高騰分の一部を緊急的に支援します。

支援内容

◆ **対 象 者** ：県内に住所を有し（法人にあっては主たる事務所を県内に有する者）、県内の農地等で園芸用施設による作物の生産を行い、かつ、次に掲げる国制度のいずれかに加入している者（※今年度中の加入見込み含む）

（１）農業経営収入保険
（２）園芸施設共済
（３）施設園芸セーフティネット構築事業

◆**助成金額**：30,000 円/10a（定額）

※対象となる園芸用施設の要件があります。（裏面参照）

※助成金の振込手数料は申請者負担となります。

申請方法

◆**申請期限：令和８年 12 月 28 日（月）※１次締切 11 月 30 日(月)**

※郵送の場合、当日消印有効

◆**提出書類：**申請書（様式第１号）、チェックシート、振込先が確認出来るもの（通帳の見開きページ等の写し）

◆**申請書様式：**山口県地域農業戦略推進協議会ホームページからダウンロード可
ホームページ：https://y-ninaite.jp/

◆ **提 出 先 ：**山口県地域農業戦略推進協議会 事務局（県農業振興課園芸振興班）

郵送、FAX、メールまたは、電子申請

山口県地域農業戦略推進協議会 事務局

（県農業振興課内）
TEL:083-933-3390 / FAX:083-933-3399
MAIL: a17300@pref.yamaguchi.lg.jp
住所：〒753-8501　山口市滝町１-１

（JA ビル内）
TEL：083-973-2215 / FAX:083-976-6865
住所：〒754-0002　山口市小郡下郷 2139 番地

（協力:山口県農業共済組合）

県戦略協 HP

電子申請フォーム

事業要件

◆ チラシ表面に掲載のある対象者の要件を満たし、かつ、以下の全ての要件を満たす者

（１）２ａ以上の助成対象面積を有し、助成対象期間（令和８年４月１日～令和９年３月31日）に、助成対象の園芸用施設において、ナフサ由来の被覆資材の張り替えを行うこと

（２）助成対象期間に助成対象となる園芸用施設において、販売を目的に、農作物の作付けまたは収穫をすること

（３）助成対象者、助成対象面積の土地名義人又は土地利用権者、振込口座名義人の全てが同一であること

※予算は十分に確保していますが、申請額が予算額の上限に達した場合は、期間内であっても受付を締め切る場合があります。

ＦＡＱ

Q 対象となる園芸用施設とは何か？

A 鉄骨ハウスやパイプハウスなどの園芸用施設であり、国制度の園芸施設共済の対象施設であれば、助成対象の園芸用施設とみなします。
ただし、棚上被覆による園芸用施設（例：果樹のトンネルメッシュ等）については、園芸施設共済の対象施設ではありませんが、本事業の助成対象施設として扱います。

Q 今年度、既に張り替えた園芸用施設は助成対象となるのか？

A 当事業の助成対象期間は令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとしています。
この期間内に園芸用施設の被覆資材の張り替えを行えば（張り替え済みや張り替え見込みを含め）助成対象とします。

Q 張り替えを行う被覆資材の定義は？

A 園芸用施設のナフサ由来の被覆資材としています。なお、ナフサ由来の内張・遮光・防虫などの資材も被覆資材とみなします。（例：塩化ビニルフィルム(農ビ)、ポリエチレンフィルム（農ポリ）等）

Q 被覆資材の張り替えは、必要な部分の張り替えでもよいか（天井のみ、サイドのみなど）

A 対象となる園芸用施設において、助成対象期間内に必要な部分（サイドなど）の張り替えを行えば、助成対象とします。

Q 助成対象面積は、どのように算定するのか？

A 園芸用施設の底面積であり、当該施設の幅と奥行き（長さ）の底面積とします。
なお、面積については、ハウスの設計図面や園芸施設共済の証書など、施設面積が確認できる書類等で確認してください。

Q 対象者の要件を満たしていれば、経営する全ての園芸用施設面積が助成対象となるか。

A 事業要件を満たしていれば、助成対象面積に含めることとします。
（対象外の例：倉庫利用の施設、水稲の育苗ハウス等）

Q 助成金はいつ振込まれるか？

A １次締め切り分(11/30)については、1月中旬頃、最終締め切り分(12/28)については、２月中旬頃を予定しています。

※詳しい内容はHPをご確認下さい。